

# アメリカにおけるリース会計の経緯 —1970年代までを中心として—

福井職業能力開発促進センター 紙 博文

Flow of Accounting for Leases in America

Hirofumi KAMI

**要約** 本稿の目的は、アメリカのリース会計基準設定にかかる経緯を3つの時代（①1950年代まで、②1960年代まで、③1970年代まで）に区分し、それらの時代区分のなかで公表された基準書、研究公報、論文等を検討し、それぞれの時代の特徴を明らかにすることにある。1950年代までは、リースの会計的意義が認知された時代である。1960年代まではリース資本化論争の時代である。1970年代までは、アメリカリース会計制度が一応の確立をみた時代である。こうしてアメリカのリース会計の経緯を概観することにより、ひとつの会計基準が制定される過程において様々な問題が指摘される。たとえば、純粋なる会計理論上の問題、また会計が持つ社会的、経済的、政治的影響力等についてである。

## I はじめに

アメリカにおけるリース会計は1976年、アメリカ財務会計審議会（：以下FASBという）から公表された基準書第13号「リース会計」で一応の結論をみたといえる。しかしながら、リース会計基準設定までの長い道程は、会計理論のみならず会計基準設定に関して様々な問題を提起した。

本稿の目的は、アメリカのリース会計基準設定にかかる経緯を3つの時代（①1950年代まで、②1960年代まで、③1970年代まで）に区分し、それらの時代区分のなかで公表された基準書、研究公報、論文等を検討し、それぞれの時代の特徴とリース会計基準設定における理論的な問題点及び基準設定における背景を概観することにある。

なお、1980年代以降現在までの経緯については別稿に譲ることとする。その理由は、リース会計基準設定の1970年代までがリース会計理論の形成にとって最も重要な時期でありその後現在までの経緯は、リース会計基準がどのようにして企業に適用されたか、主とし

て実証面が注目されるためである。

### 1. 1950年代までの経緯

リース取引が増大するに従って、リース会計の意義やその必要性についていくつかの論文が発表された。たとえば、マイヤーズ<sup>(1) p.259</sup>は、1948年7月に長期リースの発展がそれまでの会計原則に与える影響について、「新しい事業状態や実務が発展してきているときには、以前の会計慣習及び会計原則を変更するか、または、新しい慣習及び原則をそれらに追加することが必要であるが、伝統的な長期借入によって資産を購入するという方法に代わって、長期リースの利用によって設備を取得するという方法の発展は、正しく会計慣習及び会計原則の再評価を要求するものである」と主張している。

また、ブローフ<sup>(2) pp.247-249</sup>も1948年9月、「…財産を売却し、かつその財産の長期リースを獲得することによって会社に融資をしてもらうという実務は非常に新しい、…セールス・アンド・リースバック取引の年次賃借料が金額的に重要であるときには、リースの存在、

その満期日、年次賃借料の金額等を、取引が行われた年度のみならず、その後のリース期間中の年度においても、財務諸表の本文かまたはその脚注において表示すべきであると主張する。」と述べている。

これらの論文は、リースという新しい取引形態の発展にかんがみ、これまでの会計原則の再検討の必要性を認識し、リースによって取得したリース資産を、何らかの方法で財務諸表に開示することを提唱した論文であるが、リースが会計上の取引概念に該当するか否か、また資産・負債として認識すべきか否かという基本的な問題にまでは言及していない。このようなリース会計の改善の要望をうけて、AICPA<sup>(註1)</sup>は「リース利用者の財務諸表における長期リースの開示」と題する研究公報38号を発行した。研究公報第38号<sup>(註3)</sup> (訳書187-188頁)では、長期のリース契約にもとづくリース料またはその他の債務が、周囲の状況からみて重要である場合、「①注記項目として、(a)支払われる期限、支払われる年次賃借料の額、(b)その他負担する重要な義務またはそれとの関連でなされた保証。」が必要であり、また「②これらの情報はたんに取引の発生年度ばかりでなく含まれる額が重要であるかぎり、その後も長く表示されること。」さらに、「③重要なセールス・アンド・リースバック取引については基本的内容を公開すること(5para.)。」が規定されている。

また、研究公報38号<sup>(註3)</sup> (訳書189頁)は、リースが実質的に財産の購入である場合について、次のように規定している。

「リース使用者は財産に対する法的所有権をもたず、必ずしも直接的な抵当義務を負担しないので、資産中に財産を含め負債中に関連債務を含めた貸借対照表は不正確であると論じられてきた。しかしながら、当委員会の意見はつぎのようである。つまり、このようなリースのすべてに関連する事実を注意深く考察し、そして含まれる取引が実質購入であることが明白に証拠づけられる場合には、相当する負債および損益計算書における関連した賦課についての適切な会計とともに、『リース』財産はリース使用者の資産のなかに含まれるべきである(7para.)。」

要するに、財務諸表に表示されることが全くなかったリースが、金額的に重要である場合、それが脚注で開示されることが要求された。また、リース契約が**実質的に購入であることが明白に証拠づけられる場合には**、リースされた財産は、リース利用者の資産に含めることが要求された。

この年代は、セールス・アンド・リースバック取引

等の増大により、リースの会計学的な意義が認知された時代であるといえる。リース資本化の妥当性は認められつつも、具体的な手続きや理論的検討が行なわれるまでにはいたらず、リース資本化に対する問題提起がなされた時代であると思われる。しかしながら、この時代区分における議論は、その後のリース会計の理論的展開の出発点となったといえる。

## 2. 1960年代までの経緯

マイヤーズは、1962年に会計調査研究第4号「財務諸表におけるリースの報告」(Accounting Research Study No4;以下、ARS4号という)を発表した。これは、AICPAの会計調査研究部からの依頼によるものであったが、そのなかで、マイヤーズは研究公報38号の公表以降におけるリース会計の推移を考察し、研究公報38号はリース会計の現状を変革するほどの効果を発揮しなかったと分析している。そして、マイヤーズ<sup>(註4)</sup> (訳書5頁)は、リース会計を考察するための問題点について「(1)いかなる情報が与えられるべきか。(2)リースに基づく財産権(Property Rights)とそれに伴う債務は、貸借対照表に表示されるべきか。」と述べている。マイヤーズのこれらの問題点に対する主張は、次のように要約できる。

- ① 財務諸表自体に含める場合もまたは脚注にする場合もよりいっそう多くの情報が望まれる。そして、それらはリース財産使用の有無を比較できる情報でなければならない。
- ② いかなる種類の情報の場合もそうであるように、リース資料も財務諸表に対する注記で表示できるが、注記の役割は、財務諸表そのものを補完するというよりむしろ、財務諸表にすでに表示されている項目を補記することである。このため、注記が補記のためのみ使用されるのなら、貸借対照表自体は財政状態の完全な要約を示すものである。
- ③ リースが財産権を生じさせる限り、この権利とそれに対する負債は測定され、貸借対照表に組み入れられるべきである。

すなわち、その取引が**実質購入**であるか否かにかかわらず、**財産権の移転**をリース資本化の規準とし、この規準に適合するすべてのリースの資本化を主張したのである。

次に、AICPAは、1964年9月にAPB5号「リース利用者の財務諸表におけるリースの報告」を公表した<sup>(註2)</sup>。APB5号は、マイヤーズのARS4号の主張を受けて調査研究が行われたものであったが、結果はAR

S4号に対する批判であった。この批判は、次のように要約できる。

- ① リースが貸借対照表に資産及び負債として計上されるか否かの規準をARS4号は**財産利用権（財産権）の移転**であるとしているが、これを**実質的購入**であるか否かに求めるべきである。
- ② 将来の賃借料支払いと交換に財産利用権の取得をとりきめるにすぎないリースは、財産に対する持分を生じさせず、リース契約に定めた全期間にわたり、賃貸人と賃借人の双方が継続して履行することを内容とする未履行契約にほかならない。
- ③ 未履行契約の未履行部分に関する権利義務は、従来一般に認められた会計原則では、資産及び負債とは認められない。

このようにAPB5号は、ARS4号の**財産利用権の移転**というリース資本化の規準を**そのようなリースは未履行契約である**という論理で、無視してしまった。しかしながら、APB5号はリース資本化について否定したわけではなく、リース契約の内容が結果として、賃借人側に**財産に対する重要な持分**を生じさせるようなリース、換言すれば、リースによって賃貸人から賃借人に**財産に対する重要な持分が移転するリースは、実質購入**として処理されるべきであると規定している。そこで、ここに規定された財産に対する重要な持分の移転において、移転の条件が問題となってくる。

APB5号の移転に関する基本的な条件は次のように要約できる。

- ① リースは解約不能であること。また、次のような条件のいずれかが存在するならば、リースは重要な持分を生じ、実質購入であると認められる。
  - (a) リース期間が財産の耐用年数に比べて相当に短く、リース利用者は公正リース料よりかなり低い金額でリースを更新する権利を有する場合。
  - (b) リース利用者は、リース期間中あるいは終了時に、名目的な金額で当該リース財産を取得する権利を取得する場合。
- ② リース財産は、リース利用者の特殊な要求を満たすために獲得され、その目的にだけ有用であること。
- ③ リース期間が財産の見積耐用年数にほぼ等しく、リース利用者は通常の所有権に付帯すると考えられる税金、保険料、維持費のような費用を支払うことが義務付けられている。
- ④ 賃借人がリース財産に係わる賃貸人の義務を保証している場合。
- ⑤ 賃借人が税務上、リースを購入として処理してい

る場合。

このように、APB5号は**財産に対する重要な持分の移転**を、リース資本化の規準としたが、基本的には公報38号で述べられた立場を、再確認したものであると考えられる。その後、APBは、1966年5月に第7号「賃貸人の財務諸表における賃貸借の会計」を公表した。

1960年代は、リース資本化について多くの論文が発表され、活発な議論が展開された時代であった。それは、リース資本化論争と表現することもできる。たとえば、ジーゼズ、ベービス、アルビンなどは、リースの法的側面を重視しリース資本化に反対した。また、ワジョダック、シリングロー、ラパポート、ASOBAT<sup>(注3)</sup>は、有用な会計情報の提供という観点からリース資本化を支持した。すなわち、1960年代は、**リース資本化論争**の時代であった。この時代における論争は、単にリースを資本化するか否かという問題にとどまらず、**資産・負債概念や取引概念の再検討**を求める、より基本的な問題を生み出したのである。

### 3. 1970年代までの経緯

1970年代にはいってアメリカのリース産業は飛躍的な発展をとげ、リースを利用する企業が急激に増加してきたものの、リース資本化を取り入れる企業はそれほど多くはなかった。その理由は、リース資本化の規準（実質的購入規準や重要な持分移転規準）が曖昧であり、これらの規準に適合するリースを明確に区分することができなかったからと思われる。このため、より厳密なリース資本化の規準の確立が要望されたが、アメリカ産業界は、こぞってリース資本化には反対の態度をとった。それは、リース資本化の及ぼす影響、とりわけオフ・バランスシート効果を失うことを極端に恐れたからである。このため、産業界におけるリース資本化反対運動は、大変激しく、組織的な議会工作も行われたとされている。

リース資本化に反対する人々の主張は、次のように要約することができる。

- ① 賃借人には法律上の所有権はない。このため、リース契約上の義務は確定的なものではなく、資本化されるべきリースは**実質購入**であるリースまたは厳密な意味での法的債務に限られる。
- ② リース資本化によって、賃借人に新たな負債が生じる。このことは、賃借人側の新たな負債の発生を制限するという借入契約に抵触する。このため、リース資本化により、賃借人の資金調達の途が閉ざされ、

財務コストの上昇をまねく。このことは、企業側の設備投資意欲を減退させ、ひいては産業経済全体に悪影響を及ぼすこととなる。

他方、リース資本化を支持する人々の反論は、次のように要約できる。

- ① 財産を支配・占有して使用することのできる権利は経済的資源の本質をなし、将来的に一定金額を支払う義務は、経済的義務の本質をなす。よって財産に内在された経済的価値を享受することができる場合、貸借対照表に計上すべき資産が生じる。
- ② リースが隠れた負債であることは実務界において、周知の事実である。このため、リースを資本化したとしてもそれほど影響はないはずである。むしろ、負債を財務諸表から隠すことができないようにすることこそが公正な会計といえるものであり、社会的公正の観点からもリース資本化は支持される。

このような状況のもとでAPBはその審議課題を、FASBへ引継ぐことになる。APBの最後の意見書31号<sup>(3)</sup>は「リース利用者によるリース契約の開示」であり、1973年に公表された。これは財務諸表利用者の情報要求を満たすため、資本化されないリースの開示改善を試みたものである。

1976年11月、FASBはいまままでの議論の集大成ともいえるFASB13号を公表した。それは、公聴会並びに2つの公開草案による反響を考慮して作成されたものであった。それによると、リース資本化の範囲は、次のように規定されている。

「資産の所有権に伴う利益及び危険のすべてを実質的に移転するリースについては、賃借人側では資産の取得及び債務の負担として、また貸貸人側では販売又は金融として会計処理しなければならないとする見解によっている。その他のすべてのリースはオペレーティング・リースとして会計処理しなければならない(60 para.)」<sup>(注：太字は添削)</sup>また、FASB13号<sup>(3)</sup>によれば、リース開始時に当該リースが次に挙げる4つの規準のうちひとつ以上を満たす場合には、リースの利用者によってキャピタル・リースとして分類され、それ以外のリースはオペレーティング・リースとして分類される。

- (a) リース期間終了までに財産の所有権がリース利用者に移転すること。
- (b) そのリースに割安購入権のあること。
- (c) リース期間がリース資産の見積経済耐用年数の75%以上である場合。
- (d) 最低リース支払額から貸貸人が支払うべき保

険料、保守費用及び租税公課のような管理費用並びにそれらに対する利益を含む金額に相当する支払額を控除し金額のリース開始時点における当該資産の公正価格から貸貸人が留保しかつ貸貸人が実現すると予想される投資税額控除があれば、それを控除した金額の90%以上になる場合。

FASB13号に示された分類規準は、結局実質的に購入であるリースを資本化するという点では、それまでの勧告を受け継いでいる。ただし、FASB13号は、リース資本化の範囲を実質購入であるリースより広く解釈していると考えられる。また、実際の適用を考えて、分類規準がより具体的に提示されたことに特徴がある。

すなわち、1970年代は、アメリカのリース会計制度が一応の確立をみた年代である。しかしながら、ここに至るまでの長い道のりは、1つの会計基準を制定するにあたり様々な問題を提起した。たとえば、資産概念、負債概念、取引概念等の枠組みの拡大という純粋なる会計理論上の課題、また会計理論と会計基準との相克からリース資本化が経済界に及ぼす社会的・経済的影響の問題、そして会計基準制定にかかる政治的問題等である。FASB13号は、SECをはじめとする財務諸表利用者等からのリース資本化を支持する立場と産業界等、リース資本化に反対する立場からの意見の対立から、それらを集約するかたちで制定されたものである。こうしたことから、われわれは、このFASB13号の制定から、会計基準制定過程における適正なるプロセスとは何かという問いかけをすることができる。

このFASBの基準書が公表された後、いくつかの補足説明の基準書が公表されたもののリース会計に関する公式見解は発表されてはいない。それは、FASBの基準書が、上述したように長年にわたるリース会計論争に終止符を打つため、各界の見解を十分に検討した体系的な基準としての集大成であったからに他ならない。また、FASBの基準書は、アメリカ以外におけるリース会計基準にも大きく影響を及ぼしている。たとえば、国際会計基準委員会(IASC)が1982年9月に公表したIAS17号はFASB13号を範としており、リースの定義、リース資産の価格の測定方法、および減価償却の方法等かなりの類似性がみられる。

また、イギリスのリース会計基準(SSAP21)や日本におけるリース会計基準(リース会計基準)においてもその基本的思考が取り入れられているとされている。

## II おわりに

アメリカのリース会計の経緯を、①1950年代まで、②1960年代まで、③1970年代までの3つの時代に区分し、その特徴を明らかにしてきた。

1950年代は、リースの会計的意義が認知され、リース資本化に対する問題提起がなされた時代であった。1960年代はリース資本化論争の時代である。この時代における論争は、単にリースを資本化するか否かという問題に留まらず、資産・負債概念や取引概念の再検討を促す会計理論上の問題にまで発展した。

1970年代は、FASB13号とそれに関連するステートメント等の公表により、アメリカのリース会計制度が一応確立された時代である。FASB13号は、リース資本化を要求する財務諸表利用者とこれに反対する産業界との激しい対立の中から生まれたものである。このようにアメリカのリース会計の経緯を概観すれば、1970年代にはいってリース会計におけるリース資本化の論争の重点が変化したように思われる。それまでは、会計上の取引概念、測定、開示等の問題といった純粋な会計理論上からの議論であったものが、1970年代からは、こうした問題よりも、ひとつの会計基準を設定することがいかなる社会的・経済的・政治的影響をおよぼすかという、会計が持つ影響力に注目がなされるようになったといえる。

### [注]

(注1) AICPA: American Institute of Certified Public Accountants : アメリカ公認会計士協会の略称。

(注2) Accounting Principle Board Opinion No5 “Reporting of Lease in Financial Statements of Lessees” AICPA (September 1964)。

(注3) A Statement of Basic Accounting Theory: 「基礎的会計理論」の略称。

### [参考文献]

- [1] Myers John H., “Presentation of Long-Term Lease Liabilities in Balance Sheet” The Accounting Review (July 1948)。
- [2] Blough Carman G., “Long-Term Leases” The Journal of Accountancy (September 1948)。
- [3] Accounting Research Bulletin No38, AICPA “Disclosure of Long-Term Lease in Financial

Statements of Lessees” (October 1949)。No38 は、No43 Chapter14に再録されている。古藤三郎(訳)『リース会計』同文館、1978年。

- [4] Myers John H., A Accounting Research Study No4, Reporting of Leases in Financial Statements, AICPA (February 1962)。古藤三郎(訳)『リース会計』同文館、1978年。
- [5] Accounting Principle Board Opinion No31 “Disclosure of Lease Commitment by Lessees” (June 1973)。
- [6] FASB, SFAS13, “Accounting for Lease” (November 1976) 日本公認会計士協会 国際委員会(訳)『米国FASB 財務会計基準書 リース会計セグメント会計他』同文館、1985年6月。